

第 1 回石川町農業委員会総会議事録

1 招集年月日 令和 7 年 1 月 2 0 日(月) 午後 1 時 3 0 分

2 招集場所 石川町役場 3 階 正庁兼議場

3 議案

(1) 議案第 1 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

(2) 議案第 2 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

(3) 議案第 3 号

荒廃農地に係る非農地判断について

(4) 議案第 4 号

地域農業経営基盤強化促進計画（案）について

4 出席委員

農業委員 9 名

1 番	黒崎	佳奈	2 番	鈴木	義延	3 番	永沼	善恵
4 番	岩谷	金良	5 番	野内	誠	6 番	大串	政一
7 番	近内	貞夫	8 番	泉	利夫	9 番	根本	常和

農地利用最適化推進委員 1 0 名

1 2 番	佐川	正治	1 3 番	添田	文彦	1 4 番	小針	淳一
1 5 番	渡邊	健一	1 6 番	伊藤良	平次	1 8 番	添田	健
1 9 番	円谷	和司	2 0 番	近内	壽夫	2 1 番	矢内	常男
2 2 番	福田	正三						

5 欠席委員

農業委員 0名

農地利用最適化推進委員 2名

11番 近藤 強 17番 小豆畑 元

6 出席した事務局職員

事務局長 荒木 成輔

農地管理係長 岸浪 正徳

書記 会田 勇輝

農政課農政係長 江尻 勝博

農政課専門員 久保木和彦

議長 本日の農業委員の出席は9名です。
定足数に達しておりますので、只今より第1回石川町農業委員会総会を開きます。
議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議ないものと認め、3番 永沼善恵委員、4番 岩谷金良委員を指名いたします。

(1) 議案第1号

農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長 議事に入ります。
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 （朗読説明）

只今、説明しました農地法第3条第1項番号1から番号3につきましては、農地法第3条第2項の不許可要件に該当していないことを報告いたします。

議長 農地法第3条第1項番号1および番号2については関連がありますので、調査されました鈴木義延委員に一括して報告を求めます。

鈴木義延委員 農地法第3条第1項番号1および番号2を調査した結果を報告いたします。
番号1については、令和7年1月15日、午後3時から調査を行いました。譲渡人の〇〇〇〇氏、譲受人の〇〇〇〇氏、農地利用最適化推進委員の矢内常男氏と農業委員の私の4名で調査しました。
申請地は、石川町役場から県道〇〇〇〇号線、〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面へ進み、案る先を右折し、〇〇〇〇方面に向かい1,000mほど進んだところから左折し、更に約1,000m先の右側に位置した〇〇〇〇との境界にある、字〇〇〇〇番、地目、田の359㎡です。
申請理由は、この73番の田は、譲受人の〇〇〇〇氏が耕作しており、そこで譲渡人の〇〇〇〇と交換することになりました。譲受人の〇〇〇〇の自宅が本件農地の近くということもあり耕作しており、引き続き問題なく

耕作できるものと思います。

続きまして番号2の字〇〇〇〇番、地目、畑の734㎡を調査しました。

この土地は、先ほど調査した番号1の〇〇〇〇番と隣接しています。

譲渡人は〇〇〇〇氏、譲受人は〇〇〇〇氏です。

申請理由は、この畑を譲受人の〇〇〇〇氏が現在、本件農地を耕作しており、引き続き周辺農地とも協調し、問題なく耕作できると思います。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので皆様のご審議のほど宜しく申し上げます。

議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号1の件について、何かご質問等ございませんか。

《「質問なし」の声あり》

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第1号農地法第3条第1項番号1について、承認するものと決定いたします。

議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号2の件について、何かご質問等ございませんか。

《「質問なし」の声あり》

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第1号農地法第3条第1項番号2について、承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、農地法第3条第1項番号3を調査されました大串政一委員に報告を求めます。

大串政一委員 農地法第3条第1項番号3を調査した結果を報告いたします。

令和7年1月10日、午前10時30分より譲渡人〇〇〇〇氏、譲受人〇〇〇〇氏、農地利用最適化推進委員の福田正三氏、渡邊健一氏と私の5名で調査しました。

申請地は、母畑方面へ向かい県道〇〇〇〇線を左折し、〇〇〇〇方面約1

k m進むと〇〇〇〇があり、〇〇〇〇より100mほど進んだ左側に位置する字〇〇〇〇番、地目、田の1, 463㎡になります。

申請理由は、譲渡人は数年前まで耕作していましたが高齢になり耕作が困難なことから農地を荒らしたくないという思いから当該地に隣接した所で耕作している譲受人が引き続き耕作できるとのことで、今回譲渡することになりました。申請人は農業に意欲的で規模拡大を図っているところであり、農業経験豊富な人材を雇用しており後継者もいることから今後の耕作問題はありません。

また、周辺農地とは現在も強調しあい影響を与えないように耕作していますので今後問題が発生することはないと思われまます。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号3の件について、何かご質問等ございませんか。

《「質問なし」の声あり》

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第1号農地法第3条第1項番号3について、承認するものと決定いたします。

(2) 議案第2号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議 長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 (朗読説明)

只今、説明しました申請地の農地区分につきましては、番号1及び番号2は第3種農地、番号3は第2種農地であります。

議 長 農地法第5条第1項番号1を調査されました近内貞夫委員に報告を求めます。

近内貞夫委員 農地法第5条第1項番号1を調査した結果を報告いたします。

令和7年1月10日9時から、譲受者代理人の〇〇〇〇氏、荒木事務局長、岸浪係長、農地利用最適化推進委員の円谷和司氏、近内壽夫氏と私の6名で現地確認しました。

申請地は、〇〇〇〇所有の字〇〇〇〇番の地目、田、492㎡と〇〇〇〇氏所有の字〇〇〇〇番の地目、田、637㎡です。

譲受人は〇〇〇〇氏です。

場所は、〇〇〇〇より県道〇〇〇〇線を東へ400m先〇〇〇〇より町道を東へ100mの地点に位置し、転用目的は太陽光発電設備の設置で、周囲は道路に囲まれ東側、南側、西側は休耕地であり日照等の影響はありません。雨水は自然地下浸透で周囲に排水路もあり近隣の農地に与える影響はないと判断します。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号1の件について、何かご意見等ございませんか。

《「意見なし」の声あり》

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第2号農地法第5条第1項番号1について、承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、農地法第5条第1項番号2を調査されました近内貞夫委員に報告を求めます。

近内貞夫委員 農地法第5条第1項番号2を調査した結果を報告いたします。

令和7年1月10日午前9時15分から、譲受者代理人の〇〇〇〇氏、荒木事務局長、岸浪係長、農地利用最適化推進委員の円谷和司氏、近内壽夫氏と私の6名で現地確認しました。

申請地は、〇〇〇〇氏所有の字〇〇〇〇番2地目、田、1,309㎡で譲受人は〇〇〇〇氏です。

場所は、〇〇〇〇より町道を東へ120m先左側に位置し現況は休耕地であります。

転用目的は太陽光発電設備の設置で、周囲は東側は休耕地、南側は町道、西側は住宅前に畑、97㎡で、北側は線路敷地となっております。雨水は自然地下浸透でパネルの高さは2.5mと低層で近隣の農地に与える影響はないと判断します。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号2の件について、何かご意見等ございませんか。

《「意見なし」の声あり》

議長 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議長 長 異議のないものと認め、議案第2号農地法第5条第1項番号2について、承認するものと決定いたします。

議長 長 続きまして、農地法第5条第1項番号3を調査されました大串政一委員に報告を求めます。

大串政一委員 農地法第5条第1項番号3の許可申請の件につき調査した結果を報告いたします。

令和7年1月10日、午前9時45分より、荒木事務局長、岸浪係長、農地利用最適化推進委員福田正三氏、渡邊健一氏、譲受者代理人の〇〇〇〇の柳沼憲一氏と私の6名で調査しました。

申請地は、石川町より〇〇〇〇方面へ向かい県道〇〇〇〇線の〇〇〇〇を左折し〇〇〇〇方面に直進し、〇〇〇〇入口より30mほど先を右折し約100mほど直進した所に位置する字〇〇〇〇番地目、田1,214㎡になります。現在、申請地は耕作されていません。

現地は平たん地のため土砂流出災害の心配はありません。

雨水は敷地内地下浸透とします。当該地の北側及び西側は田で、東及び西側は公衆用道路となっております。

フェンスは格子状の高さ1.2mのものを隣地境界より1.5m以上離し設置し、パネルは2.5mのものをフェンスより内側に1.5m以上離し設置します。

以上のことからパネル及びフェンスが低層で低層であること、周辺農地から1.5m以上離しているため周辺農地の蚕食または分断、日照等に支障を及ぼす恐れはありません。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号3の件について、何かご意見等ございませんか。

（「意見なし」の声あり）

議長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議長 異議のないものと認め、議案第2号農地法第5条第1項番号3について、承認するものと決定いたします。

（3）議案第3号

荒廃農地に係る非農地判断について

議長 次に、議案第3号荒廃農地に係る非農地判断についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 （朗読説明）

昨年の農地利用状況調査において再生不能と言われる「B分類」と判断されたものについて非農地判断をお願いするものです。

農地・非農地の判断は、農林水産省経営局長通知の「農地法の運用について」の第3（3）ウにおいて、農業委員が実施した農地法第30条第1項に規定する農地の利用状況調査の結果、森林の様相を呈するなど再生利用が困難と判定された農地については、農業委員会総会において農地法第2条第1項に基づく、「農地」に該当しない旨判断することとされております。
それぞれでは、スライドを流しますので、後方をご覧ください。

議長 審議に入る前に荒廃農地に係る非農地判断について、一括で審議することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議長 それでは 荒廃農地に係る非農地判断について、何かご質問等がある場合は議案書の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。

ご質問等ございませんか。

《「質問なし」の声あり》

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

議案第3号 荒廃農地に係る非農地判断について、番号1から番号104を一括して承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議がないものと認め、原案のとおり全て承認するものと決定いたします。

(2) 議案第4号

地域農業経営基盤強化促進計画（案）について

議 長 次に、議案第4号 地域農業経営基盤強化促進計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 （朗読説明）

こちらにつきましては、農業経営基盤強化促進法第19条の6項の規定により、町が地域計画を策定、または変更する場合は、あらかじめ農業委員会等の関係機関の意見を聴かなければならないことから意見聴取を行うものであります。

なお、詳細については、農政課担当職員より説明させます。

議 長 それでは、農政課江尻主幹より説明をお願いします。

江尻主幹 （朗読説明）

議 長 審議に入る前に 地域農業経営基盤強化促進計画（案）について個別に審議したいと思いますがご異議ございませんか。

《「異議なし」の声》

議 長 それでは 番号1 石川地区についてご意見等ございませんか。

《「意見なし」の声》

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、番号1 石川地区について承認するものと決定いたします。

- 議 長 続きまして 番号2 母畑地区について
ご意見等ございませんか。
《「意見なし」の声》
- 議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。
《「異議なし」の声あり》
- 議 長 異議のないものと認め、番号2 母畑地区について承認するものと決定いたします。
- 議 長 続きまして 番号3 中谷地区について
ご意見等ございませんか。
《「意見なし」の声》
- 議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。
《「異議なし」の声あり》
- 議 長 異議のないものと認め、番号3 中谷地区について承認するものと決定いたします。
- 議 長 続きまして 番号4 中谷地区について
ご意見等ございませんか。
《「意見なし」の声》
- 議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。
《「異議なし」の声あり》
- 議 長 異議のないものと認め、番号4 中谷地区について承認するものと決定いたします。
- 議 長 続きまして 番号5 山橋地区について
ご意見等ございませんか。
《「意見なし」の声》
- 議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。
《「異議なし」の声あり》
- 議 長 異議のないものと認め、番号5 山橋地区について承認するものと決定い

たします。

議 長 続きまして 番号6 沢田地区について
ご意見等ございませんか。

《「意見なし」の声》

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、番号6 沢田地区について承認するものと決定
いたします。

議 長 続きまして 番号7 野木沢地区について
ご意見等ございませんか。

《「意見なし」の声》

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、番号7 野木沢地区について承認するものと決定
いたします。

議 長 続きまして 番号8 野木沢地区について
ご意見等ございませんか。

《「意見なし」の声》

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、番号8 野木沢地区について承認するものと決定
いたします。

議 長 以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。
これで本日の会議を閉じます。

午後2時24分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証する

ため署名する。

令和7年1月20日

石川町農業委員会長

議事録署名人

3番

4番
